

鳥取県立美術館整備運営事業 参加資格に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行目	項目			
1	入札説明書	7	16	Ⅱ 1	構成員等の明示	「・・・。また、構成員の中で、応募手続きを行い、かつ県との対応窓口となる法人1者についても明示しなければならない。」とありますが、この者が本入札説明書10ページ以降の「代表企業」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	8	6	Ⅱ 1 (5)	入札参加者の変更及び追加	県が認めた上で、入札参加資格確認申請書の提出時に明示した構成員又は協力企業に変更が生じた場合のペナルティ等はないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書「Ⅱ 2 (4)」に示す参加資格要件の喪失の場合を除き、ご理解のとおりです。
3	入札説明書	8	19	(1)	共通の参加資格要件	参加資格確認基準日とは、入札参加資格確認結果の通知日(令和元年8月27日予定)との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書「Ⅱ 2 (3)」に示すとおり、参加資格確認基準日は令和元年8月23日(金)です。
4	入札説明書	8	10	Ⅱ 2	入札参加者の備えるべき参加資格要件	要求水準書P.14に記載の「総括責任者」および「統括マネージャー」を担う者の実績要件などはなく、参加資格申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	8	16	Ⅱ 2 (1)	共通の参加資格要件	様式6-A-2に添付する融資確約書を作成する金融機関、様式6-A-3に添付するリスク評価書などを作成するリスクアドバイザーなどの参加資格申請は不要という理解でよろしいでしょうか。同様に、弁護士やランドスケープ・デザインなどを委託する設計会社についても参加資格申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	9	12	(ア)	(2) 個別の参加資格要件 ア 設計業務を行なう者	鳥取県入札参加資格認定通知書(写し)の提出の要否をご教示ください。	鳥取県入札参加資格認定通知書(写し)の提出は不要です。 あわせて、提案記載要領・様式集「第1 3 添付書類」を以下のとおり、訂正します。 「入札説明書「Ⅱ 2 (2) ア (イ) (ウ)」、「Ⅱ 2 (2) イ (イ)」「Ⅱ 2 (2) ウ (イ) (ウ) (エ) (オ)」、「Ⅱ 2 (2) エ」、「Ⅱ 2 (2) オ」に定める業務内容及び業務実績を証する書類(契約書・仕様書の写し等)をご提出ください。
7	入札説明書	9	15	(イ)	(2) 個別の参加資格要件 ア 設計業務を行なう者	建築士事務所登録証明書(写し)の提出の要否をご教示ください。	建築士事務所登録証明書(写し)の提出は必要です。 あわせて、提案記載要領・様式集「第1 3 添付書類」を以下のとおり、訂正します。 「入札説明書「Ⅱ 2 (2) ア (イ) (ウ)」、「Ⅱ 2 (2) イ (イ)」「Ⅱ 2 (2) ウ (イ) (ウ) (エ) (オ)」、「Ⅱ 2 (2) エ」、「Ⅱ 2 (2) オ」に定める業務内容及び業務実績を証する書類(契約書・仕様書の写し等)をご提出ください。
8	入札説明書	9	17	(ウ)	(2) 個別の参加資格要件 ア 設計業務を行なう者	業務内容及び業務実績を証する書類として、契約書に加え、規模及び用途を証する書類として確認済証または検査済証の写しでも宜しいでしょうか。	契約書とあわせてご提出いただく場合、問題ございません。
9	入札説明書	9	29	(ア)	(2) 個別の参加資格要件 イ 工事監理業務を行なう者	鳥取県入札参加資格認定通知書(写し)の提出の要否をご教示ください。	No. 6をご参照ください。
10	入札説明書	9	32	(イ)	(2) 個別の参加資格要件 イ 工事監理業務を行なう者	建築士事務所登録証明書(写し)の提出の要否をご教示ください。	No. 7をご参照ください。
11	入札説明書	9	1	Ⅱ 2 (2)	個別の参加資格要件	提案書記載要領・様式集21頁にあります個別の参加資格要件に関する実績資料以外にも、入札説明書9頁に記載されている要件については、全て証する書類等を添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を受けて、提案記載要領・様式集「第1 3 添付書類」を以下のとおり、訂正します。 「入札説明書「Ⅱ 2 (2) ア (イ) (ウ)」、「Ⅱ 2 (2) イ (イ)」「Ⅱ 2 (2) ウ (イ) (ウ) (エ) (オ)」、「Ⅱ 2 (2) エ」、「Ⅱ 2 (2) オ」に定める業務内容及び業務実績を証する書類(契約書・仕様書の写し等)をご提出ください。
12	入札説明書	10	4	(オ)	建設業務を行う者	延床面積2,000㎡平方メートル以上の国公立の美術館等の施工実績を証明する添付書類としては、当該工事請負契約書の写しでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	10	8	Ⅱ 2 (2) エ	参加資格要件	維持管理業務を行う者の実績として、契約年及び契約年数、建物用途の指定はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

14	入札説明書	10	9	エ	維持管理業務を行う者	5,000平方メートル以上の施設における実績が必要とされておりますが、施設要件は、運営業務と同様「平成21年以降に、国公立の美術館、登録博物館、博物館相当施設、又は5,000㎡以上のホール・劇場・音楽堂・図書館等」における維持管理実績が望ましいという理解で宜しいでしょうか。	No.13をご参照ください。
15	入札説明書	10	13	Ⅱ 2 (2) エ	参加資格要件	入札説明書(案)では、「運営業務を行う者の実績として複数の者で実施する場合は1社以上が該当すること」とありましたが、7/23の入札説明書では、この部分が削除されています。運営業務を行う者の実績として、複数の者で実施する場合、全社が要件を満たす必要があるのでしょうか。	ご指摘の点については、運営業務を行う者の実績として複数の者で実施する場合は1社以上が該当していれば問題ございません。
16	入札説明書	10	13	Ⅱ 2 (2) エ	参加資格要件	運営業務を行う者の実績として、附帯事業(レストラン・カフェ)をテナント誘致する者の運営実績も必要でしょうか。	入札説明書「Ⅱ 2 (2) オ」に示す参加資格要件を充足してください。なお、当該要件については、運営業務を行う者の実績として複数の者で実施する場合は1社以上が該当していれば問題ございません。
17	入札説明書	10	13	Ⅱ 2 (2) オ	運営業務を行なう者について	個別の参加資格要件として、「入札参加者の構成員及び協力企業のうち、次に掲げる業務に従事する者は、それぞれに掲げる要件を満たすこと」とありますが、維持管理業務と同様、運営業務を行なう者について、複数者で業務を実施する場合は1者以上が満たせば足りるという理解でよろしいでしょうか。	No.15をご参照ください。
18	入札説明書	10	13	Ⅱ 2 (2) オ	個別の参加資格要件 運営業務を行う者	個別の参加資格要件において、運営業務を行う者について複数の者で実施することも想定されることから、維持管理業務を行う者同様、「複数の者で実施する場合は1者以上が満たすこと」としていただけないでしょうか。	No.15をご参照ください。
19	入札説明書	10	13	オ	運営業務を行う者	入札説明書(案)に記載されていた「平成30年度鳥取県告示第519号に基づく競争入札参加資格」が削除されていますが、同資格は参加資格要件ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	10	13	オ	運営業務を行う者	運営業務を複数の者で実施する場合は1社以上が資格要件を満たせばよろしいでしょうか。	No.15をご参照ください。
21	入札説明書	10	13	オ	運営業務を行う者	入札説明書(案)に記載された「複数の者で実施する場合は1社以上が要件に該当すること」の文言が削除されていますが、複数の者で実施する場合であっても、全ての会社が運営業務の参加資格を有している必要がありますでしょうか。本運営業務は、学芸業務、受付・看視等業務、プロモーション業務と多岐にわたるため、複数の会社が業務に携わらざるを得ません。全ての会社が資格要件を満たすとすると、参加できる企業が限定され、特に県内企業の参加が難しくなると思われます。	No.15をご参照ください。
22	入札説明書	10	13	オ	運営業務を行う者	「入札説明書に定める学芸業務を自ら実施し」とありますが、企画展示業務を主催・共催で実施した実績は、資格要件に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	入札説明書	10	13	オ	運営業務を行う者	「入札説明書に定める学芸業務を自ら実施し」とありますが、企画展示業務を自ら企画した実績は、資格要件に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。企画展示業務を自ら企画する会社は学芸業務も熟知しているため、運営業務に参加することでより良い提案が可能になります。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書	10	13	オ	運営業務を行う者	協力会社として参加を予定した場合の参加資格要件について確認。全国に分社化していた会社を2018年度より持ち株会社に吸収し1社化した場合。文化ホールの運営実績としては分社化時に実績があり、1社化した現在も継続している場合は、今回求められている実績としては問題ありませんか？	ご質問いただいた実績については、入札説明書「Ⅱ 2 (2) オ」に示す運営業務を行う者の参加資格要件を充足する限りにおいて、統合前の受注先であった旧法人と、今回、協力会社となる貴社との間に、法人格の同一性が認められれば問題ございません。入札参加資格確認申請書の提出時に、補足資料として、法人番号等から旧法人と貴社の法人格の同一性が判断できる書類の追加提出をお願いいたします。
25	入札説明書	10	13	オ	運営業務を行う者	会社の業態ごとに、分社化を行いグループ会社として業態を分けている場合、そのグループ会社の1社が文化ホールなどの運営を集中的に行っている場合は、今回の参加資格としては認められるものなのでしょうか？	ご指摘の場合については、分社化後、分社したそれぞれの会社において、入札説明書「Ⅱ 2 (2) オ」に定める要件を充足していれば、それぞれの会社における実績として認めます。
26	入札説明書	10	19	(3)	参加資格の確認	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出について、必要提出部数をご教示ください。また、電子媒体による提出は必要でしょうか。	正本1部をご提出ください。なお、電子媒体による提出は不要です。
27	入札説明書	13	8	Ⅱ 4 (6)	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出部数は、正副共に各1部でよろしいでしょうか。	No.26をご参照ください。
28	入札説明書	17	4	Ⅱ 5 (2)	入札保証金	入札保証金に関し「入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。」とありますが、事業者のリスクが多過ぎます。事業契約の不成立の場合として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、入札保証金の納付の免除については、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第14条の規定によります。

29	入札説明書	17	4	II 5 (2)	入札保証金について	「本件入札に参加するものは、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。」とありますが、事業者の負担が大き過ぎます。また、入札対象業務が多岐にわたり、複数事業者による責任分担となることから、入札保証金の付保も相当な困難が想定されます。他に同様な事例はなく、本事業の参画に大きな支障となりますので、入札保証金納付についてはなしとして頂きたい。	No. 28をご参照ください。
30	入札説明書	17	4	II 5 (2)	入札保証金について	入札保証金の納付後、優先交渉権者に選定された場合、及び選定されなかった場合の取り扱いについて、それぞれご教示ください。	入札保証金の納付が必要となった場合の入札保証金の返還については、落札者以外は落札者決定後速やかに返還しますが、落札者については契約締結時に返還することとなります。なお、入札保証金の納付の免除については、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第14条の規定によります。
31	入札説明書	17	9	II 5 (2)	入札保証金	入札保証金に関し、「入札保証金の納付の免除については、調達手続特例規則の第14条の規定による」とありますが、第14条(2)号の「落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。」を具体的にご教示下さい。	鳥取県が、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則に基づき、個別具体的に判断します。
32	入札説明書	17	9	II 5 (2)	入札保証金について	「入札保証金の納付の免除については、調達手続特例規則の第14条の規定による」とありますが、第14条(2)号の「落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。」を具体的にご教示下さい。	No. 31をご参照ください。
33	入札説明書	17	9	II 5 (3)	入札保証金	入札保証金の納付免除については、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第14条の規定によるとありますが、第14条(2)の一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるときはどのようなことか具体的に示していただけますでしょうか。	No. 31をご参照ください。
34	提案記載要領・様式集	4	19	第1 3	添付書類	添付書類は正本1部のみで提出し、副本は不要との理解でよいでしょうか。また、副本が必要な場合は複写の提出でよいでしょうか。	提案記載要領・様式集「第1 3」に記載の添付書類については、正本1部をご提出ください。
35	提案記載要領・様式集	4	24	3	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時添付書類	参加申請の添付書類となっている印鑑証明書、納税証明書、登記簿謄本等は写しでよろしいでしょうか。参加申請まで時間がないため、各社の書類を代表企業が取りまとめる際、PDFデータでのやり取りを想定しております。	交付された印鑑証明書、納税証明書、登記簿謄本等の写しをそのままご提出ください。PDF等、電子的データによる複製の提出は認めません。
36	提案記載要領・様式集	4			入札参加表明書及び資格確認申請書の提出時	提出部数は何部でしょうか。	No. 34をご参照ください。
37	提案記載要領・様式集	4			入札参加表明書及び資格確認申請書の提出時	複数部数の提出が必要な場合、捺印がある書類の正本1部を原本とし、残りはコピーでよろしいでしょうか。	No. 34をご参照ください。
38	提案記載要領・様式集	5	5		業務実績証明書類	運営業務を行う者の参加資格要件にある業務実績について、共同企業体の一員として指定管理業務に従事した場合、自治体と締結した「協定書」と「業務仕様書」があれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	提案記載要領・様式集	5	17		委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3）について	委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3）の提出時の注意事項に『表紙』、『2枚目以降』との記載がありますが、それぞれ何を示していますでしょうか？	表紙は、提案記載要領・様式集「委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3）」を示しています。2枚目以降については、時間的・地理的制約により、複数の企業が同一の様式に記載・押印することが難しい場合には、構成員・協力企業と代表企業との間での「委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3）」を必要な枚数提出してください。
40	提案記載要領・様式集	5	17		提出時の注意事項委任状（様式3-3）	1枚につき、委任者たる構成員・協力企業がそれぞれ個別にグループ名と自社の必要事項を記載・代表者印を押印するとともに、受任者たる代表企業が自社の必要事項を記載・代表者印を押印し、原本の左上をホチキス止めして提出する。よって、代表企業は、委任者それぞれに対し受任者として必要事項を記載・代表者印を押印することになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	提案記載要領・様式集	5	26		秘密保持誓約書（様式3-5）について	秘密保持誓約書（様式3-5）の提出時の注意事項に『表紙』、『2枚目以降』との記載がありますが、それぞれ何を示していますでしょうか？	表紙は、提案記載要領・様式集「秘密保持誓約書（様式3-5）」を示しています。2枚目以降については、時間的・地理的制約により、複数の企業が同一の様式に記載・押印することが難しい場合には、構成員・協力企業と代表企業との間での「秘密保持誓約書（様式3-5）」を必要な枚数提出してください。
42	提案記載要領・様式集	6	8	6	入札書及び提案書の提出時	鳥取県の一般競争入札参加資格を社長名で取得しているが、入札は支店社長名で行う場合、入札参加資格確認申請（様式3-4）は社長名で行うが、入札書（様式6-1）は社長から委任状にて委任を受けた支店長が行うという手続きでよろしいでしょうか。	ご指摘の場合については、別途公表する「委任状（様式6-1-1）」を「入札書（様式6-1）」とあわせてご提出ください。
43	提案記載要領・様式集	18	1		入札参加者構成員等一覧表（様式3-2）について	代表企業・構成員・協力企業がそれぞれ個別にグループ名と自社の必要事項を記載・代表者印を押印する場合、自社以外の記入欄は削除のうえ、記入するとの理解でよろしいでしょうか。（例えば、構成企業として押印する場合、「1. グループ名」「3. 構成員」のみ記載し、「2. 代表企業」「4. 協力企業」は削除することでしょうか。）	削除は不要であり、自社以外の記入欄は空欄のままご提出ください。
44	提案記載要領・様式集	18	28	-	様式3-2 入札参加者構成員等一覧表	構成員と協力企業の記入欄が足りない場合は複写するよう指示がありますが、枠の追加は認められないとの認識でよろしいでしょうか。また、複写した場合、用紙毎に代表企業欄の押印は必要ですか。	記入欄が足りない場合は、「3. 構成員」もしくは「4. 協力企業」の欄を適宜追加してください。複数枚となっても差し支えありません。

45	提案記載要領・様式集	18	15	3	様式3-2 入札参加者構成員等一覧表	「2. 代表企業」には、「本事業における役割」欄がありませんが、記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 それとも、構成員のうち代表企業となる参加企業は、「2. 代表企業」とともに「3. 構成員」にも記載するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、入札参加者の代表企業については、「2. 代表企業」の欄のみご記入ください。
46	提案記載要領・様式集	18	15	3	様式3-2 入札参加者構成員等一覧表	構成員と協力企業の「本事業における役割」欄には、要求水準書P.4「2. (5) 事業の範囲」に記載されている業務名を記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	提案記載要領・様式集	19	1		委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3）について	それぞれ個別にグループ名と自社の必要事項を記載・代表者印を押印する場合、自社以外の記入欄は削除のうえ、記入するとの理解でよろしいでしょうか。（例えば、構成企業として押印する場合、「構成員」1社の記入欄のみ記載し、その他の「構成員」「協力企業」の欄は削除することでしょうか。）	削除は不要であり、自社以外の記入欄は空欄のままご提出ください。
48	提案記載要領・様式集	19	-	-	様式3-3 委任状（構成員等→代表企業）	代表企業代表者から代表企業の復代理人へ権限を委任する場合は、委任状（形式：任意）を作成して提出することになりますでしょうか。	入札時に、代表企業の代表者から代理人に委任を行う場合には、別途公表する「委任状（様式6-1-1）」を「入札書（様式6-1）」とあわせてご提出ください。なお、「委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3）」の委任事項「3. 下記事業に関する選定について」には、復代理人の選任及び解任に関する事項も含まれます。
49	提案記載要領・様式集	21	1	-	様式3-4 入札参加資格確認申請書	様式3-4の「鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書Ⅱ2（2）個別の参加資格要件」の欄は、同一の業務を複数の参加企業で実施する場合には、当該する要件を満たす参加企業のみを記載するとの理解でよろしいでしょうか。	同一の業務を複数の参加企業で実施する場合には、当該要件を充足する参加企業をすべて記載していただき、欄を適宜追加してください。複数枚となっても差し支えありません。
50	提案記載要領・様式集	21	9.19.27	-	様式3-4 入札参加資格確認申請書	『鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書Ⅱ2（2）個別の参加資格要件』での現在の施設名称と契約時の施設名称が異なる場合は、どのように記載すればよろしいでしょうか。	現在の施設名称の横に、括弧書きで、契約時の施設名称を追加して記載してください。
51	提案記載要領・様式集	22	1		鳥取県立美術館整備運営事業	1社で2つ以上の実績を記入することは可能でしょうか。	1社につき、最大で3件まで実績を記載することを認めます。複数の実績を記載する際には、欄を適宜追加してください。複数枚となっても差し支えありません。
52	提案記載要領・様式集	22	9		鳥取県立美術館整備運営事業	施設面積とは延床面積・敷地面積とは別の考え方でしょうか。そうであれば、どこの範囲の記載が必要でしょうか。	ご指摘の施設面積については、延床面積をご記載ください。
53	提案記載要領・様式集	22	17	(㊦)	入札参加資格確認申請書の添付資料（納税証明）について	様式3-4入札参加資格確認書の添付書類として、「(㊦)国税及び県税の納税証明書（未納の額がないことがわかるもの。）」とありますが、国税の納税証明については、納税証明書その3の3を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	提案記載要領・様式集	22	17	(㊦)	入札参加資格確認申請書の添付資料（納税証明）について	様式3-4入札参加資格確認書の添付書類として、「(㊦)国税及び県税の納税証明書（未納の額がないことがわかるもの。）」とありますが、県税の納税証明については、本店所在地における直近1年分の納税証明書を提出すればよろしいでしょうか。	ご指摘の添付書類については、鳥取県内に事務所、事業所がある法人の場合、直近1年分の県税の納税証明書を添付してください。
55	提案記載要領・様式集	23	1		秘密保持誓約書（様式3-5）について	『当社らは』と記載されていることから、複数の企業が同一の様式に記載・押印する場合の様式であるかと存じますが、それぞれ個別に押印する場合の様式もご提示いただけませんか。	個別に記載される場合でも、原本の左上をホチキス止めしてご提出いただくこととなりますので、「秘密保持誓約書（様式3-5）」をそのままご利用ください。
56	提案記載要領・様式集	23	5	-	様式3-5 秘密保持誓約書	本様式には、全ての参加企業を記載するものと想定しますので、構成員及び協力企業の欄が不足する場合には本様式に準じて、構成員及び協力企業の欄を追加するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	提案記載要領・様式集	18～24	-	-	-	複写作成した場合に通し番号がずれることがありますので、各様式の下ページ番号は削除してよろしいでしょうか。	差し支えありません。